

平成29年度金ケ崎町障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針

平成29年4月1日制定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、金ケ崎町が障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

金ケ崎町の全組織を対象とする。

3 目標額及び調達する物品等

調達目標額及び町が障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。次に記載がないものであっても、町が調達可能な物品等であれば対象とする。

目標額 356千円

(1) 物品 ①食料品（葉物野菜、弁当、パン、菓子、コーヒー等）

②印刷（紙素材、のぼり、看板等）

③その他（園芸品、工芸品等）

(2) 役務 ①軽作業の委託（袋づめ、部品製造）

②清掃作業の委託（清掃、除草、除雪）

4 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、金ケ崎町財務規則（平成15年規則第21号）第122条に定める額を超えない場合については、障がい者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）により契約を締結するものとする。

5 調達実績の公表

当該年度終了後、遅滞なく町ホームページ等により公表する。

6 その他物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに全組織に情報提供を行うものとする。

7 担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉センターとする。ただし、契約に関する担当窓口は財政課とする。

